

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

宇土市長

光井 正吾

宇土市条例第20号

宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第33号)
の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

9 市長	結婚生活支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	------------------------------------

別表第2に次のように加える。

7 市長	結婚生活支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。